

平成29年7月19日判決言渡し

平成25年(行ウ)第27号 朝鮮学校無償化不指定処分取消等請求事件

判決要旨

主文

1 文部科学大臣の原告学校法人広島朝鮮学園に対する公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則1条1項2号ハの規定に基づく指定を求める訴えをいずれも却下する。

2 原告らのその余の訴えに係る請求をいずれも棄却する。

事案の要旨

本件は、広島朝鮮初中高級学校（以下「本件学校」という。）を設置、運営する学校法人である原告学校法人広島朝鮮学園（以下「原告法人」という。）が、文部科学大臣に対し、平成22年11月25日付けで、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（以下「支給法」という。）2条1項5号、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（以下「本件省令」という。）1条1項2号ハの規定に基づく指定に関する規程（以下「本件規程」という。）14条1項に基づいて、日本に居住する外国人を専ら対象とする各種学校（以下「外国人学校」という。）の指定を受けるために申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、文部科学大臣から、平成25年2月20日、①本件規程13条に適合するものとは認めるに至らなかったこと及び②本件省令1条1項2号ハを削除したことを理由として、本件省令1条1項2号ハに基づく指定をしない旨の処分（以下「本件不指定処分」という。）を受けたことから、原告法人及び本件学校高級部に在籍し又は在籍していたとする原告（以下「原告個人ら」という。）が、その取消しを求める事案と、その指定の義務付けを求める事案と、原告個人らが、本件不指定処分により支給されるべき就学支援金の支給を受けられず、原告個人らの学習権、幸福追求権及び平等権を侵害され、精神的苦痛を被ったなどと主張して、被告に対し、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき損害賠償を求める事案である。

争点

(1) 本件不指定処分の取消請求に関して

ア 本件規程13条は支給法の委任の範囲外として無効か。

イ 本件規程13条は憲法14条に違反して無効か。

ウ 本件学校が、本件規程13条に適合するものとは認めるに至らないとの文部科学大臣の判断に裁量の範囲の逸脱、濫用が認められるか。

エ 本件規程13条に適合するものとは認めるに至らないことを理由として指定しないことは違法か。

オ 本件不指定処分に手続的な違法があり無効となるか。

カ 本件省令改正により本件不指定処分が違法となるか。

キ 本件不指定処分は、憲法や条約に違反するか。

(2) 指定の義務付け請求に関して

(3) 国賠請求に関して

判断

1 争点(1)アについて

支給法の文言及び(1)の審議の状況に照らしても、本件規程13条が支給法の委任の範囲外であるとは認められず、委任の範囲内にあるものと認められる。その理由は、次のとおりである。

ア 支給法案の審議において、本件規程13条の内容が委任対象となると明示的に審議されたことは確認できないが、対象にならないと明示的に審議されてもいいないため、支給法案の審議のみからは委任の範囲内にあるか否かは決定することができない。

イ 本件規程13条は、「高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない」と規定しているところ、当該規定により達成しようとする効果を支給法が禁止する必要性は認められない。

むしろ、支給法1条は、授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができることと

することにより、教育に係る経済的負担の軽減を図ることを目的として掲げていることや、支給法11条は、不正利得の徴収が発生した場合の手当を設けた上、支給法20条により罰則規定を設けていることからすると、本件規程13条は支給法の趣旨に沿うものであるともいえる。

ウ 支給法上、「課程」についての定義規定は存在しないが、学校教育法上の「課程」は、「教育課程」とは使い分けられていることからすると、単に教育内容を指すにとどまらず、学校が提供し、生徒等が履修すべき体系化された教育そのものを指すと解釈される。

エ 支給法上の文言の解釈は、必ずしも学校教育法上の文言の解釈と一致させる必要はなく、支給法の趣旨及び目的に照らして解釈することが可能であるところ、「高等学校の課程に類する課程」は、各種学校のうち、支給法の対象となるか否かを区別する概念であることから、本件規程13条の内容を、「高等学校の課程に類する課程」の解釈として、当然の前提としていると解釈することが可能である。

オ 支給法19条は、支給法の実施に必要な事項は、文部科学省令に委任しているところ、本件規程13条は、支給法の実施に必要な事項に該当すると解釈できる。

2 争点(1)イについて

支給法の審議の状況及び本件規程が策定される経緯に照らすと、本件規程13条の要件が求められたのは、高等学校の課程に類する課程であることが、当該外国の大蔵館等を通じて、あるいは、当該団体の認定を受けているという事実を通じて制度的に担保されていると考えられる「我が国の高等学校に対応する本国の学校と同等の課程であると公的に認められること」、「国際的に実績のある評価機関による客観的な認定を受けていること」の要件を満たさない学校が、それを満たすための要件として求められたことが認められるところ、本件規程13条の要件は、1で検討したとおり、「高等学校の課程に類する課程」の判断の当然の前提となっていると認められると踏まえると、合理的な理由ということができ、不合理な差別に該当せず、憲法14条に違反するものとはいえない。

3 争点(1)ウについて

被告は、支援室の照会に対する原告法人の回答や、朝鮮総聯のホームページの内容、新聞報道、在日本大韓民国民団発行の新聞、北朝鮮報道機関による新聞、在日本朝鮮人総聯合会中央常任委員会発行紙、公安調査庁作成に係る内外情勢と回顧の展望、公安調査庁長官の国会答弁などを根拠に、北朝鮮や朝鮮総聯の影響力は否定できず、その関係性が教育基本法16条1項で禁じる「不当な支配」に当たらないことや適正な学校運営がされていることについて十分な確証を得ることができず、就学支援金を支給したとしても、授業料に係る債権に充当されないこと（在籍生徒数について虚偽の報告を行い、過剰に就学支援金を代理受領することや、国から就学支援金が支給されたにもかかわらず、不当な働きかけ等により、生徒又は保護者がその旨を外部に明らかにできず、結果として、そのような事態が公にならない可能性も否定できない。）が懸念され、原告法人が設置する本件学校を含む朝鮮高級学校について、本件規程13条に定める基準に適合するものとは認めるに至らないと判断したと主張する。

上記主張の根拠となる事実は、証拠により、認めることができる。これらの事実は多数にわたっているが、原告らの反論に鑑みても、次の点が挙げられるので、本件学校について、就学支援金を支給したとしても、授業料に係る債権に充当されないことが懸念され、本件規程13条が定める「債権の弁済への確実な充当」が適正に行われると認めるに至らないとの文部科学大臣の判断に、裁量の範囲の逸脱、濫用が認められるとはいえない。

ア 支援室が、原告法人に対して照会した内容の一つに、裁判で認定された法人運営上の問題点が挙げられている。当該裁判の内容については、広島地方裁判所平成19年4月27日言渡しの判決書、その控訴審である広島高等裁判所平成20年12月26日言渡しの判決書にそれぞれ記載がある。上記各判決書によれば、当該裁判は、朝銀広島信用組合（以下「朝銀広島」という。）から債権譲渡を受けた当該裁判の原告が、本件の原告法人及び原告法人の元理事長の相続人らを被告として、貸金返還請求及び連帯保証債務履行請求をした民事訴訟事件であるところ、原告法人は、元理事長が理事会決議がなく行ったなどと主張し、元理事長の相続人らは朝銀広島も原告法人も朝鮮総聯の指示に従って活動する団体であり、朝銀広島が債権を有しておれば、朝鮮総

聯の指揮下で本件訴訟のような請求は起こらないで信義則違反であるなどと主張して、請求の棄却を求めたものと認められる。上記各判決書中には、裁判所が認定した事実として、原告法人は、朝鮮総聯本部の強力な指導の下にあること、原告法人が設立した組織である委員会があるが、同委員会の事務局長は、朝鮮総聯広島県本部からの要請により、同委員会が管理していた口座から、朝鮮総聯広島県本部への融通金として、あるいは、融通金に関連して合計5000万円を出しめたことが挙げられている。また、上記各判決書には、原告法人の元理事長の相続人らは、原告法人は、朝鮮総聯のもとでその指示に従って活動する団体であるとの主張をし、原告法人も、原告法人が貸付けを受けた金銭については、朝鮮総聯広島県本部の会館建設費用の貸付けを受け替えたものであるとの内容の朝鮮総聯広島県本部委員長が作成した陳述書を根拠として、原告法人への貸付けではなかった旨の主張をしているとの各記載がある。

上記各判決書の記載からは、朝鮮総聯の強力な指導の下にある者の中には、原告法人の理事長が含まれ、それら指導の下にある者は、朝鮮総聯の指導によって朝鮮総聯のために原告法人の名義や資産を流用した過去があり、そのような事態が今後起こり得ると考えることに理由がないとは言い難い。

イ 証拠によれば、朝鮮総聯の平成23年11月9日頃のホームページには、「朝鮮総連の協力のもとに、教育会が責任をもって進めている。教育会は、中央、都道府県、学校単位で、専任、学父兄を中心に組織されている。教育会は同胞学父兄の愛国心と熱意を呼び起こし、学校運営に必要な財政をまかない、学校の施設や設備、環境をととのえている」との記載があり、平成25年5月2日付のホームページには、「地方本部は、中央本部の決定と方針にしたがって管轄地域の諸般の活動を企画、組織、推進し、管下の階層別団体、事業体、学校を指導する。」との記載があったことが認められる。

アで示した判決がなされた平成20年12月26日以降、本件不指定処分がなされた平成25年2月20日までの間の朝鮮総聯の報道は、上記のとおりであり、朝鮮総聯において、朝鮮学校に対する強力な指導を変更したり、見直しをしたりしたなどの報道は見当たらず、一方、原告法人理事長の陳述書には、朝鮮総聯による不当な支配はなく、朝鮮総聯との協力関係は続くとの記載があるにとどまるため、アで指摘した朝鮮総聯の強力な指導に何らの変化もなく、再び指示ができるのではないかと考えたとしても理由がないとも言い難い。

4 その他の原告らの主張は採用できず、本件不指定処分に、その他の違法や憲法や条約に違反する点は認められないので、本件不指定処分は適法であり、義務付けの訴えは不適法であり、国家賠償請求は理由がない。